



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年11月21日金曜日 第2625号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 964
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）... 965
 保安林予定森林.....（ " ）... 965
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 965
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 966
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 966
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所）... 966
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 969
 土地改良区役員の住所の変更の届出.....（ " ）... 969
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 970
 指定居宅サービス事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）... 970
 指定居宅介護支援事業の廃止.....（ " ）... 970
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 970
 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局管理課、中予地方局建築指導課）... 971
 指定居宅サービス事業者の指定.....（南予地方局地域福祉課）... 971
 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 971
 道路の区域変更（県道大洲保内線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 971
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 972

公 告

争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 972

公営企業公告

乳房X線撮影装置の購入.....（公営企業管理局総務課）... 972

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
そうごう薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町2丁目300番地	総合メディカル株式会社	精神通院医療（薬局）	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1278号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
有限会社ElySION	松山市大橋町335番地	訪問看護ステーションおもや	松山市大橋町335番地	精神通院医療	平成26年11月1日
医療法人光陽会	松山市小坂三丁目3番26号	訪問看護ステーションとべ和合苑	伊予郡砥部町北川毛1412番3	精神通院医療	平成26年11月1日
株式会社里山どんぐり	松山市愛光町6番3号	医療型小規模多機能事業所里山どんぐり	松山市愛光町6番3号	精神通院医療	平成26年11月1日
株式会社里山どんぐり	松山市愛光町6番3号	訪問看護ステーション里山どんぐり	松山市愛光町6番3号	精神通院医療	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1279号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

東温市河之内字割石東山乙1624の36・乙1624の37・乙1624の39・乙1624の41・乙1624の45・乙1624の47から乙1624の49まで・字三本松乙1636の115・乙1636の209から乙1636の212まで（以上13筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1280号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市吉木乙126、乙127の5、乙128、乙129の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1281号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
南宇和郡愛南町御荘平山922 西 村 章	南宇和郡愛南町御荘平山787 - 1 尾 崎 節 男	南宇和郡愛南町御荘平山441 尾 川 博 史	御 荘	愛南漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年11月21日から12月5日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部愛南水産課
-------------	-----------------

○愛媛県告示第1282号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中村時広

中須古町（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和50年4月愛媛県告示第313号）中須古町の項で指定した標柱6号及び標柱5号を結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市町, 大字, 字, 地番, 標柱. Rows include 四国中央市 川之江町 城山 and 古町下西側.

平野（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成26年1月愛媛県告示第34号）平野の項で指定した標柱8、標柱7号及び標柱6号を順次結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱12号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市町, 大字, 字, 地番, 標柱. Rows include 西予市 宇和町信里.

○愛媛県告示第1283号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、内子町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（MMS測量）
2 作業期間 平成26年11月21日から平成26年12月22日まで
3 作業地域 内子町全域

○愛媛県告示第1284号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月21日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社オープン
四国中央市土居町中村620-1
代表取締役 畦地 康之
2 事業場の名称及び所在地
株式会社オープン愛媛工場
四国中央市土居町中村620-1
3 特定施設に関する事項
(1) サイレントカッター

Table with 3 columns: 特定施設の種類, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, etc. Includes data for water quality and wastewater volume.

(2) 攪拌機

Table with 3 columns: 特定施設の種類, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, etc. Includes data for mixing machine capacity.

特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 0.4 最大 0.5	

(3) 湯沸し式解凍機

特定施設の種類	政令別表第1第18の2号 イ原料処理施設	
特定施設の能力	1日当たり1.6トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工当日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1 最大 2
------------------------	--------------

(4) 洗浄機

特定施設の種類	政令別表第1第18の2号 八洗浄施設	
特定施設の能力	1日当たり4.2トン処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工当日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 30 最大 35	

(5) 洗い場煮沸槽

特定施設の種類	政令別表第1第18の2号 八洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり1.3立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工当日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

(6) 釜場煮沸槽

特定施設の種 類	政令別表第1第18の2号 口湯煮施設
特定施設の能力	1日当たり0.4トン処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工当日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 12	

(7) 前処理煮沸槽

特定施設の種 類	政令別表第1第18の2号 八洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり1.1立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工当日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	連 続
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	昭和50年12月10日
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	回分式活性汚泥法
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 18.0メートル 横 9.0メートル 高さ 4.0メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり180立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理及び沈殿方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 150	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 100	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 130 最大 150	通常 130 最大 150

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~7.5 最大 6.5~7.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 160 最大 210

○愛媛県告示第1285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	澤 田 眞 生	新居浜市下泉町一丁目6番22号

○愛媛県告示第1286号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 雅 弘	四国中央市妻鳥町1482番地の6
"	高 橋 裕	四国中央市妻鳥町2339番地
"	佐 藤 實	四国中央市妻鳥町2162番地の4
"	南 敏 雄	四国中央市妻鳥町2566番地の1
"	石 川 昌 司	四国中央市妻鳥町2738番地
"	仙 波 規	四国中央市妻鳥町1383番地の1
"	高 橋 勝	四国中央市妻鳥町1860番地の1
"	篠 原 一 志	四国中央市妻鳥町1437番地
"	篠 原 紀 文	四国中央市妻鳥町1050番地の2
"	井 川 幸 彦	四国中央市妻鳥町925番地
"	石 川 茂	四国中央市妻鳥町424番地の3
"	横 尾 昇	四国中央市妻鳥町396番地
"	森 實 重 隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	守 谷 幸 茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	白 川 満 男	四国中央市川之江町60番地の2
監 事	石 川 博 之	四国中央市妻鳥町1232番地の1
"	井 川 麻 夫	四国中央市妻鳥町2711番地
"	脇 武 延	四国中央市妻鳥町635番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	内 海 敏 雄	四国中央市妻鳥町2201番地
"	高 橋 裕	四国中央市妻鳥町2339番地
"	南 敏 雄	四国中央市妻鳥町2566番地の1
"	井 川 眞 治	四国中央市妻鳥町2670番地
"	石 村 廣 美	四国中央市妻鳥町1841番地の1
"	篠 原 茂 市	四国中央市妻鳥町1366番地
"	石 川 雅 弘	四国中央市妻鳥町1482番地の6
"	渡 辺 勝 昭	四国中央市妻鳥町1515番地
"	篠 原 紀 文	四国中央市妻鳥町1050番地の2
"	井 川 幸 彦	四国中央市妻鳥町925番地
"	石 川 茂	四国中央市妻鳥町424番地の3
"	横 尾 昇	四国中央市妻鳥町396番地
"	森 實 重 隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	守 谷 幸 茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	白 川 満 男	四国中央市川之江町60番地の2
監 事	石 川 義 照	四国中央市妻鳥町918番地の1
"	井 川 麻 夫	四国中央市妻鳥町2711番地
"	石 川 博 之	四国中央市妻鳥町1232番地の1

○愛媛県告示第1287号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、

新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	本 藤 功	新居浜市庄内町五丁目6番26号	新居浜市庄内町三丁目7番4号

○愛媛県告示第1288号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般・特-22)第16763号	平成22年10月19日	(株)ヤスハラ	安原 史紀	今治市末広町1-3-13	平成26年10月9日	とび・土工工事業 塗装工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第1986号	平成24年11月12日	(有)多和建設	多和 力	今治市大三島町肥海1085-1	平成26年10月10日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第17056号	平成24年8月21日	松浦工業所(株)	松浦 大平	越智郡上島町岩城1425	平成26年10月21日	建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第16703号	平成22年6月29日	(有)日晴建設	日野 裕二	新居浜市上原3-1-68	平成26年10月23日	土工工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-23)第163号	平成24年3月14日	香川建設(株)	徳久 晴彦	新居浜市泉宮町6-22	平成26年10月28日	屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(一部)
(般-25)第16342号	平成25年8月4日	(株)Y'sプロジェクト	首藤 雄一	西条市新田173-1	平成26年10月28日	建築工事業	建設業の廃止
(般-23)第15941号	平成23年5月22日	地浦組	地浦一二三	今治市鐘場町2-1-40	平成26年10月31日	左官工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
有限会社ヘルパーステーションともとも	有限会社ヘルパーステーションともとも	愛媛県東温市西岡599番地29	平成26年10月31日	訪問介護
有限会社 さくら	ヘルパーステーションさくら	愛媛県東温市北方3051番地2	平成26年10月31日	訪問介護

○愛媛県告示第1290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	久万高原町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所久万	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万45番地2	平成26年10月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成26年11月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ヘルパーステーションともとも	有限会社ヘルパーステーションともとも	愛媛県東温市西岡599番地29	平成26年10月31日	介護予防訪問介護
有限会社 さくら	ヘルパーステーションさくら	愛媛県東温市北方3051番地 2	平成26年10月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年11月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中建管第1573 - 2号 平成26年11月12日	東温市河之内字北引岩乙815番48、815番49	松山市北梅本町甲184番地 オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照 旺

○愛媛県告示第1293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年11月21日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
26中局建（開）第28号 平成26年11月11日	伊予市下吾川字馬塚1118番1、1119番、1123番1、字宮田1366番2	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社 ファミリーマート 代表取締役 中山 勇

○愛媛県告示第1294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成26年11月21日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ジャングル	デイサービス ゆずの家	愛媛県宇和島市新町2丁目2番11号	平成26年10月10日	通所介護

○愛媛県告示第1295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成26年11月21日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ジャングル	デイサービス ゆずの家	愛媛県宇和島市新町2丁目2番11号	平成26年10月10日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町6番耕地88番1地先から 同町6番耕地82番地先まで	旧	メートル 3.3~6.8	キロメートル 0.076	
		八幡浜市日土町6番耕地88番13から 同町6番耕地82番2まで	新	8.0~16.0	0.076	

○愛媛県告示第1297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町6番耕地88番13から 同町6番耕地82番2まで	平成26年11月21日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年11月7日あったので公表する。

平成26年11月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成26年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成26年12月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年11月21日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
乳房X線撮影装置の購入
 - (2) 購入物品名及び数量
乳房X線撮影装置 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式

を含む。)

- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成27年3月31日(火)まで
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成26年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中に

ない者であること。

- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

- (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

- (2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<https://www.ebid-ppi.pref.ehime.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj>

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成26年12月12日（金）午後5時00分まで。

- (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成26年12月22日（月）から平成27年1月5日（月）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、1月5日は午後5時15分まで））。

紙入札による場合は、平成27年1月5日（月）午後5時15分まで。

- (5) 開札の日時及び場所

平成27年1月6日（火）午前9時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）

- (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 1000 内線4623

又は（089）912 2794

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成26年12月12日（金）午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規

則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Digital Mammography system , 1 set

- (2) Time limit of tender: 5:15 p.m . , 5 January 2015

- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794